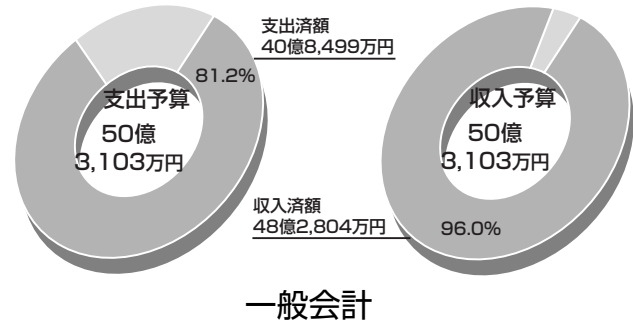


3月末までの平成17年度財政状況は…

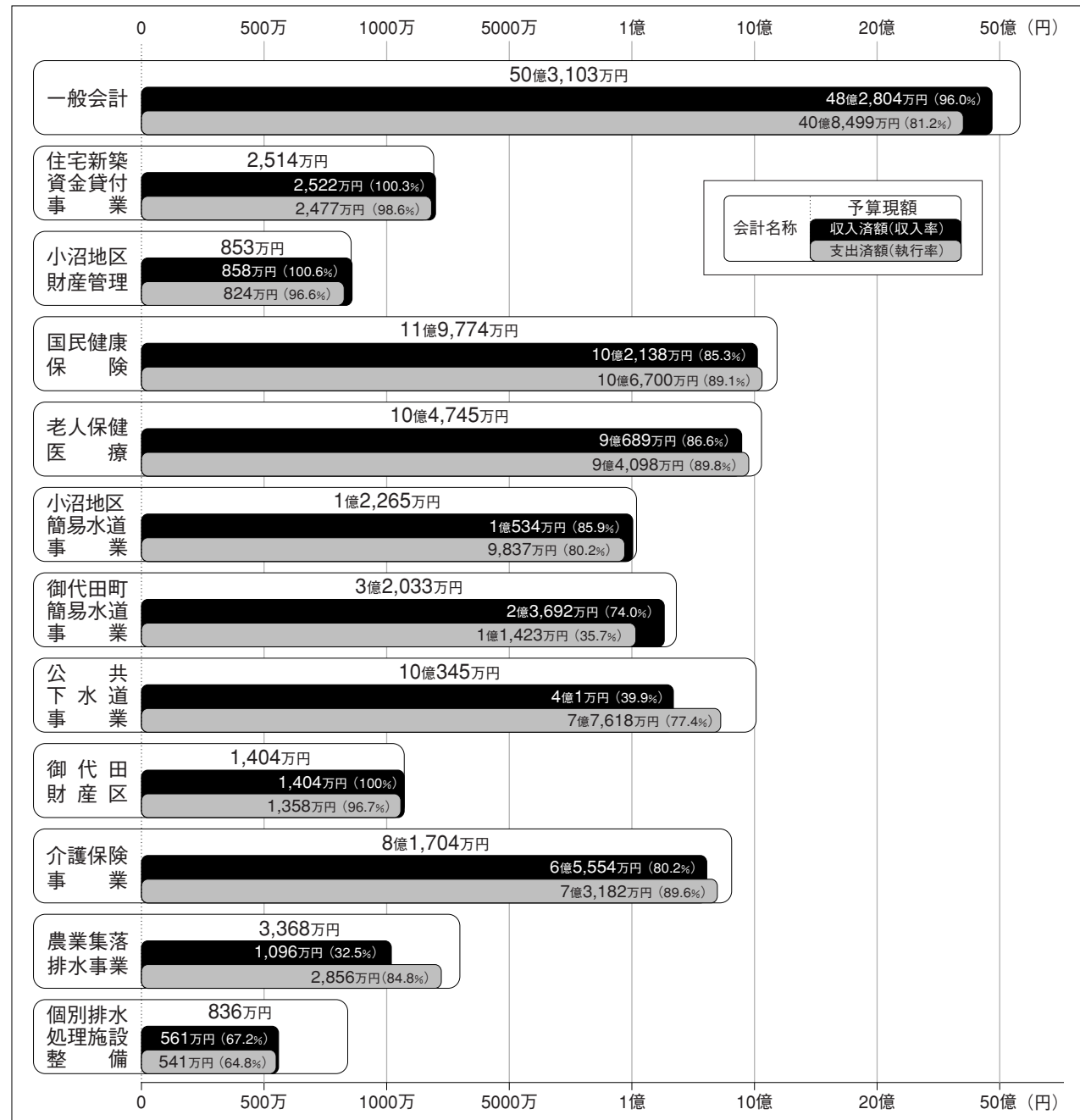
町の財政状況



平成17年度一般会計の予算総額は、当初予算に6回の補正を加え、総額50億3,103万4千円となり、昨年と同じ時期に比べて2億1,332万9千円の減となりました。

また、特定の事業を行うための特別会計は、補正予算を加えた11会計の合計が45億9,839万4千円となりました。

一般会計予算の執行状況は、予算の96.0%が収入済み、81.2%が執行済みとなっています。



控除額・定率減税の廃止・見直し・引き下げ どう改正したのか『個人所得税と住民税』

国は経済・財政状況などを踏まえ個人所得税・住民税の見直しを段階的に行っています。
今年度の改正点は次のとおりです。

生計同一の妻に対する均等割の課税

町県民税均等割は、生計同一の妻がいくら所得を得ていても均等割が非課税(夫が非課税で妻に課税される場合は除く)の軽減措置が図られていましたが、税負担の公平性から今年度で廃止され、全額の4千円が課税されます。

※給与(パート)収入で93万円以下は、非課税措置があるので課税されません。

妻の合計所得金額(給与収入額)	夫の均等割額	平成16年度まで	平成17年度	平成18年度
280,000円以下(930,000円以下)	課税の場合	非課税	非課税	非課税
	非課税の場合	非課税	非課税	非課税
280,001円以上(930,001円以上)	課税の場合	非課税	2,000円	4,000円
	非課税の場合	4,000円	4,000円	4,000円

この表は、妻に扶養がない場合の事例ですので、扶養親族がいる場合は基準が変わります。

定率減税の見直し

課税者には、住民税・所得税とも相応の定率減税がありました。右表のとおり2分の1に縮減されます。

	平成17年度まで	平成18年度
町県民税	15% 最高で4万円	7.5% 最高で2万円
所得税	平成17年分まで 20% 最高で25万円	平成18年分 10% 最高で12.5万円

公的年金等の控除額の引き下げ

公的年金等控除額が見直され65歳以上の公的年金控除額の最低額が140万円から120万円になります。

老年者控除の廃止

65歳以上で合計所得が1千万円以下の方が対象の老年者控除が廃止となり、住民税では48万円・所得税では50万円が、控除できなくなります。